



2021年4月28日

各位

会社名 **株式会社 イチケン**  
代表者名 代表取締役社長 長谷川 博之  
(コード番号 1847 東証第一部)  
問合せ先 財務経理部長 湯浅 史朗  
(TEL. 03-5931-5642)

## 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月25日開催予定の第95回定時株主総会で定款の一部変更が承認されることを条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することを決議するとともに、同株主総会に定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

取締役の職務執行の監督等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、経営の監督機能の強化とコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るとともに、取締役会における重要な業務執行の決定の相当部分を業務執行取締役に委任できる体制とすることで、より迅速な意思決定と機動的な業務執行を実現し、企業価値の更なる向上を図ることを目的とするものです。

##### (2) 移行の時期

2021年6月25日開催予定の第95回定時株主総会において、後記の定款の一部変更に係る議案の承認を得ることにより、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 定款変更の目的

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、その他所要の変更を行います。

##### (2) 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙記載の通りです。

##### (3) 変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	2021年6月25日(金)
定款変更の効力発生予定日	2021年6月25日(金)

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 &lt;条文の省略&gt;</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 &lt;条文の省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 &lt;条文の省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 &lt;条文の省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 &lt;現行通り&gt;</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> &lt;削除&gt; (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 &lt;現行通り&gt;</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 &lt;現行通り&gt;</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 &lt;現行通り&gt;</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、9名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会においてこれを選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. 任期満了前に退任した取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の補欠として選任された取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、退任した取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(代表取締役) 第22条 当社の代表取締役は、取締役会の決議により定める。</p> <p>(役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、取締役最高顧問各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条 &lt;条文の省略&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会招集の通知は、会日より3日前に各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第26条 &lt;条文の省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第28条～第29条 &lt;条文の省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第30条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>4. 増員のため選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、他の現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</p> <p>5. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役) 第22条 当社の代表取締役は、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役会の決議により定める。</p> <p>(役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議をもって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、取締役最高顧問各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条 &lt;現行通り&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会招集の通知は、会日より3日前に各取締役に対し発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第26条 &lt;現行通り&gt;</p> <p>(業務執行の決定の委任) 第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>第29条～第30条 &lt;現行通り&gt;</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会 &lt;削除&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の選任)</u>  <u>第31条</u>  <u>監査役は、株主総会においてこれを選任する。</u>  2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(監査役の任期)</u>  <u>第32条</u>  <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(常勤監査役)</u>  <u>第33条</u>  <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(監査役会規則)</u>  <u>第34条</u>  <u>監査役会に関する事項については、法令および本定款に定めあるもののほか監査役会で定める監査役会規則による。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  <u>第35条</u>  <u>監査役会招集の通知は、会日より3日前に各監査役に対し発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u>  <u>第36条</u>  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u>  <u>第37条</u>  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  <u>第38条</u>  <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の規定する限度において免除することができる。</u>  2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>&lt;新設&gt;</u></p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u>  <u>第31条</u>  <u>監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定する。</u></p>
<p><u>&lt;新設&gt;</u></p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u>  <u>第32条</u>  <u>監査等委員会に関する事項については、法令および本定款に定めあるもののほか監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p><u>&lt;新設&gt;</u></p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u>  <u>第33条</u>  <u>監査等委員会招集の通知は、会日より3日前に各監査等委員に対し発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p><u>&lt;新設&gt;</u></p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u>  <u>第34条</u>  <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>第6章 会計監査人  第<u>39条</u>～第<u>40条</u> &lt;条文の省略&gt;</p>	<p>第6章 会計監査人  第<u>35条</u>～第<u>36条</u> &lt;現行通り&gt;</p>
<p>第7章 執行役員  第<u>41条</u>～第<u>43条</u> &lt;条文の省略&gt;</p>	<p>第7章 執行役員  第<u>37条</u>～第<u>39条</u> &lt;現行通り&gt;</p>
<p>第8章 計 算  第<u>44条</u>～第<u>47条</u> &lt;条文の省略&gt;</p>	<p>第8章 計 算  第<u>40条</u>～第<u>43条</u> &lt;現行通り&gt;</p>
<p><u>&lt;新設&gt;</u></p>	<p><u>附 則</u>  <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>  1. <u>2021年6月開催の第95回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会の決議による免除については、なお従前の例による。</u>  2. <u>2021年6月開催の第95回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>

以 上